

30宗経第 121 号
平成30年5月10日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(経営企画部経営企画課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成30年5月1日付30宗監第15号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（経営企画課）

定期監査実施日：平成29年4月13日

監査対象年度：平成28年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>世界遺産登録周辺店舗誘導調査業務委託に関する事蹟について 本業務は、経営企画課の依頼により、産業振興部商工観光課が委託にかかる事務を担当したものであるが、次の点については、業務の依頼元として書類受領時の確認の徹底を行い、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 宗像市文書管理規程第21条第1項第2号では、「他の部等に関係のあるものは、主管部等の長の決裁を受けた後、関係の部等に合議すること。」と規定されている。しかし、見積り依頼の起案文書及び起工伺いにおいては、産業振興部長ではなく、商工観光課長が決裁し、経営企画課に合議している。</p> <p>イ 成果品において、作成者が受託者と異なっている。また、記載された作成日は履行期間を超えている。</p> <p>ウ 完成検査に関する記録及び、完成検査に対して経営企画課が合議した記録を確認できない。</p>	<p>世界遺産登録周辺店舗誘導調査業務委託に関する事蹟について</p> <p>ア 他の部等に合議する場合は、主管部長の決裁を受けるように徹底しています。</p> <p>イ 完成検査の際には、契約通りの履行が行われているか、確実にチェックするように徹底しています。</p> <p>ウ 完成検査の合議を回す際は、合議した記録を確実に残すように徹底しています。</p>